（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部改正）

第三十六条　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和四十一年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（フレキシブルディスクの構造） **第五条**　前条第一項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 （フレキシブルディスクへの記録方式） **第六条**　第四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格X六二二四号又は日本産業規格X六二二五号に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号に規定する方式 （フレキシブルディスクに貼り付ける書面） **第七条**　第四条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。 一・二　（略）	（フレキシブルディスクの構造） **第五条**　前条第一項のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 （フレキシブルディスクへの記録方式） **第六条**　第四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式 （フレキシブルディスクにはり付ける書面） **第七条**　第四条第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一・二　（略）

様式第二号及び様式第三号中「日本工業規格」を削る。

（医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令の一部改正）

第三十七条　医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令（昭和四十一年厚生省令第三十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条～第三条　（略） **別表** 通則 1　（略） 2　「日本産業規格」とは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に規定する日本産業規格をいう。 3～45　（略） 第一部～第三部　（略） 第四部 一般試験法　（略） 試薬・試液、標準液及び容量分析用標準液 試薬・試液、標準液及び容量分析用標準液は次に掲げるものを用いる。日本産業規格に該当するものにあつてはその規格番号、規格名称、用途等を、日本薬局方収載品にあつては日局医薬品各条と示した後、その日本薬局方名を記載する。また必要に応じて調製法、参考情報等を記載する。 1～160　（略）	**第一条～第三条**　（略） **別表** 通則 1　（略） 2　「日本工業規格」とは、工業標準化法（昭和24年法律第185号）に規定する日本工業規格をいう。 3～45　（略） 第一部～第三部　（略） 第四部 一般試験法　（略） 試薬・試液、標準液及び容量分析用標準液 試薬・試液、標準液及び容量分析用標準液は次に掲げるものを用いる。日本工業規格に該当するものにあつてはその規格番号、規格名称、用途等を、日本薬局方収載品にあつては日局医薬品各条と示した後、その日本薬局方名を記載する。また必要に応じて調製法、参考情報等を記載する。 1～160　（略）